

竜光寺公園複合遊具等設計・設置工事（公募型）プロポーザル
要求水準書

1 要求水準書の意義

本要求水準書は、竜光寺公園複合遊具等設計・設置工事に係るプロポーザルの参加事業者に要求する提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

プロポーザル参加事業者は、本要求水準書に明記されている事項（以下「要求水準」という。）を満たした上で、自由な企画提案を行うことができるものとし、参加事業者の創意工夫に期待する。また、本事業の受注者は、本事業期間にわたり本要求水準書を遵守しなければならない。

2 業務（工事）内容

- (1) 提案遊具の配置計画・実施設計（詳細図面の作成、構造計算の作成）
- (2) 本工事に係る遊具の制作、運搬、設置工事
基礎工事、土工事、安全施設の設置工事等、遊具設置に係る附属工事を含む
- (3) 休憩施設等（保護者等が遊具で遊ぶ子ども達を安心して見守ることができる施設）

3 要求事項

- (1) 提案上限額
70,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 施工箇所
八女郡広川町 大字 新代 字 竜光寺 1480-4（竜光寺公園内）【参考資料1参照】
子どもの遊び場①エリア（小学生程度の子どもが遊ぶエリア）【参考資料2参照】
子どもの遊び場②エリア（小学生未満の子どもが遊ぶエリア）【参考資料2参照】
- (3) 敷地面積
子どもの遊び場①エリア 約3,600㎡（法面を含む）
子どもの遊び場②エリア 約1,100㎡（法面を含む）
- (4) 遊具施設等
 - ① 遊具
 - ・複合遊具（対象年齢：6歳～12歳及び3歳～6歳）
 - ・単体遊具（対象年齢：6歳～12歳及び3歳～6歳）
 - ・インクルーシブ遊具等
 - ② 附属施設等
 - ・休憩施設等（見守り施設）
 - ・安全施設（セーフティサイン・安全マット・安全柵等）
 - ・注意看板等

(5) 配慮事項

- ・遊具の種類、規模、数は提案者の自由とし、安全に配慮した上で、設置区域を最大限活用した配置を考えること。ただし、大型複合遊具1基は必ず設置すること。
- ・遊具は、配置予定の地形を十分に活かし、敷地の有効活用を行うこと。
- ・子ども達の好奇心・冒険心を刺激し、多様な遊びの行動ができるアスレチック性の高い遊具を設置すること。
- ・周辺の景観や公園の景観にふさわしく独創性のあるデザインにすること。(遊具の形状色調、配置、目玉的な存在となること。)
- ・遊具の対象年齢のエリアを区分すること。(混雑を避けること。)
- ・各遊具の分かりやすい位置に対象年齢を示すシールを貼り付けること。
- ・遊具の基準は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」平成26年6月(国土交通省)及び「遊具に関する基準(JPFA-SP-S:2014)」(一般社団法人日本公園施設協議会)に準拠すること。
- ・遊具にはゴムチップ、セーフティマット等必要な安全施設を設置すること。
- ・遊具等の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。
- ・維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。
- ・各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項等を記載した案内板を適切に配置すること。
- ・利用に関する注意看板を設置すること。
- ・休憩施設等は子どもを見守る保護者等が、安心して見守りできるように配慮すること。
- ・竜光寺公園ワークショップで提出された提言書やワークショップ時に実施されたアンケートの結果を参照すること。
- ・住民参画による「竜光寺公園整備ワークショップ」で出された意見等を参照すること。

【参考資料3、参考資料4 参照】

4 提案を求める範囲

(1) 目的物のデザイン・構造形式・機能

「3 要求事項」を満たした上で、目的物のレイアウトを含むデザイン(完成予想図)、構造形式、機能について提案を求める。

(2) 安全性

国土交通省及び(一社)日本公園施設業協会による遊具の基準に準拠するとともに、過去の類似遊具の利用状況を考慮した安全対策に配慮した提案とすること。

(3) 維持管理を容易・経済的にするための工夫

各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案を求める。また、参考資料として完成後15年間にかかる維持管理費用を1年毎にまとめて維持管理ランニングコスト表(任意様式)を提出すること。なお、維

持管理ランニングコスト表には、保証書で対応出来る保証期間も入れること。

5 施工に関する事項

(1) 工期

契約日の翌日から令和8年9月15日(火)まで

(2) 搬入道路

町道 新代本村橋線 及び 町道 公園線 (公園東側)

(3) 施工時間帯

原則として8時30分から17時00分(土日祝日を除く)

(4) 受注者は「都市公園の遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)平成26年6月国土交通省」、「福岡県県土整備部土木工事共通仕様書(平成28年4月)」等に基づき設計及び工事を履行すること。

(5) 受注者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員へ連絡し、材料の検収を行うこと。

(6) 工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階(着手前、完成、施工状況、出来形管理、品質管理、その他)に整理し、工事の工程が容易に把握できるようにすること。

(7) 土木工事施工管理基準に基づき、出来形管理図表を作成すること。

(8) 遊具等の品質確認検査(部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等)及び竣工時の社内検査(出来高確認)の状況写真を提出すること。

(9) 基礎設置に伴い発生する残土は園内処理とする。

(10) 構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。

(11) 工事区域は工事関係者以外の出入りがないうよう進入防止柵等で封鎖するとともに、工事車両の通行の際は交通誘導員を配置する等安全対策を行うこと。また、他の公園利用者の妨げにならないようにすること。

(12) 工事に伴い、既設の公園施設等を破損した場合は、受注者により補修等を行うこと。

(13) その他、不明な点については、監督員の指示によること。

(14) 現在、遊具設置予定箇所の地質調査(スクリーウエイト貫入試験)を調査中であり、その結果は期限内に参加申込書を提出した事業者で、参加資格を認めた者に試験結果を通知する。

6 参考資料

参考資料1 位置図

参考資料2 平面図(遊具の配置ゾーンを示す図面)

CADデータが必要な場合は担当部署へご連絡ください。

参考資料 3 竜光寺公園整備に関する提言書

参考資料 4 竜光寺公園整備ワークショップおよびアンケート・ヒアリング結果
(資料抜粋)